

・利用者負担割合について

利用者負担割合

第1 受給者 の 負担 割合	本人の合計所得金額が単身340万円以上、2人世帯以上463万円以上の場合		3割
	本人の合計所得金額が160万円以上	同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が 単身は280万円未満	2割
		2人以上は346万円未満	
上記に当てはまらない方(住民税非課税者、生活保護受給者等も含む)			1割

・利用者負担段階について

第4段階	住民税課税世帯の方
第3段階②	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税非課税で、年金収入等120万円以上の方
第3段階①	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税非課税で、年金収入等80万円～120万円以下の方
第2段階	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第1段階	生活保護受給者の方 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方

かつ、下記の条件があります。

・預貯金の金額が下記に記載の金額以上ある方は負担段階対象外となりますので、ご注意ください。申請の際にはご本人と配偶者名義の通帳のコピーの提出が必要です。

年金収入等80万円以下の方	①単身 650万円	②夫婦1650万円
年金収入等80万円～120万円の方	①単身 550万円	②夫婦1550万円
年金収入等120万円以上の方	①単身 500万円	②夫婦1500万円

・世帯分離後でも配偶者の所得を勘案することとし、配偶者が課税されている場合は補足給付の対象外とする。